

第 18 回

大阪市都市景観委員会

会 議 録

日	時	平成 17 年 8 月 19 日 (金)
		午前 10 時 00 分
場	所	大阪市役所
		P 1 階 会議室

大阪市都市景観委員会（第18回）

1. 開催日時 平成17年8月19日（金）午前10時00分～午前11時28分

2. 開催日時 大阪市役所 P1階 会議室

3. 出席者

(1) 委員（敬省略、○印が当日出席委員）

委員長 ○三 輪 雅 久

委員 ○岩 井 珠 惠

○荏 原 明 則

○神 野 榮

○孔 怡

小 林 正 美

○田 端 修

○中 原 茂 樹

○鳴 海 邦 碩

○藤 本 英 子

○楨 村 久 子

○増 田 昇

○渡 邊 英 一

専門委員 ○嘉 名 光 市

○小 浦 久 子

○澤 木 昌 典

(2) 市 側

菊 植 住宅局建築指導部長

(梅村建築企画課長の代理出席)

白 木 教育委員会事務局生涯学習部長

(高井文化財保護課長の代理出席)

藤 野 ゆとりとみどり振興局緑化推

			進部長
	堂	山	建設局管理部長 (平尾路政課長の代理出席)
	真	田	港湾局臨海地域活性化室長
	綿	谷	交通局建設部長 (山野建築課長の代理出席)
【計画調整局】	箕	田	計画調整局長
	北	村	計画調整局計画部長
事務局（計画調整局）	井	上	開発企画部地域計画担当部長
	坊	農	開発企画部都市デザイン課長
	阿	部	開発企画部都市デザイン課課 長代理
	上	田	開発企画部都市デザイン課担 当係長
	林		開発企画部都市デザイン課担 当係長
	野	副	開発企画部都市デザイン課担 当係長
	山	本	開発企画部都市デザイン課

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

- 1) 景観法の活用に関する委員会提案の構成と取りまとめ手順について
- 2) 景観法活用の基本的な考え方について
- 3) その他

3 閉 会

〔配付資料等〕

- ・資料－1 景観法の活用に関する委員会提案（構成試案）について
- ・資料－2 景観法活用の基本的考え方について（概要）

- ・資料－3 景観法活用の基本的考え方について（報告）
- ・参考資料
 - ・景観法の概要
 - ・景観法・景観法施行令・省令対照表
 - ・景観法運用指針（全面施行版）
 - ・大阪市都市景観条例
 - ・大阪市景観形成基本計画

5. 議事内容

○事務局（坊農課長）

定刻がまいりましたので、ただいまより第18回大阪市都市景観委員会を開催させていただきますと思います。

私、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市計画調整局開発企画部都市デザイン課長の坊農でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。

携帯電話等は、電源を切るかマナーモードに設定いただきまして、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

本日の都市景観委員会には、委員13名のうち11名のご出席をいただいております。

なお、本日、小林委員と鳴海委員におかれましては、所要のためご欠席と連絡をいただいております。

また、景観法活用検討部会より、3名の専門の委員の方々にご出席をいただいております。

それでは、本委員会の開催に当たりまして、箕田計画調整局長より一言ごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。

○箕田計画調整局長

計画調整局長の箕田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様には、何かとお忙しいところ、ご参加いただきまして本当にありがとうございます。

私も、景観行政、ご指導をいただきながら非常に力を入れてやらせていただいているんですが、ここでのご議論なんかを反映して、いろんな施策に私どもとしても取り入れさせていただきます。私、この4月に就任したんですが、いろんな場で、各方面の方々から、大阪の景観、随分改善されてきたというような評価もいただいております。まさにこういう景観委員会でご議論いただいている中身が現実には成果が出ているんだと思っておりまして、この場をおかりしまして重ねて御礼申し上げます。

それと、本市では、いわゆるマスタープランということで、ことし3月に市会で議決いただいた基本構想というのを策定したんですが、現在、その基本となる大阪市基本計画の最終調整に入っておるところでございます。その草案では、魅力ある景観の創出

ということで政策の大きな柱の一つに掲げてやっておりまして、今後、景観法も活用しながら、その実現に向けて取り組んでいくというふうに考えておるところでございます。

本日、ご議論いただきます景観法につきましては、昨年11月に景観法の活用検討部会を設置させていただきました、これまで7回にわたって景観法活用のあり方に関して詳細な検討をいただいております。本日、部会から景観法活用の基本的な考え方についてご報告をいただきまして、委員会としての取りまとめに向けて皆様のご意見をいただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（坊農課長）

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付させていただいております資料の確認をお願いいたします。

まず、第18回大阪市都市景観委員会議事次第という1枚物でございます。

それから、資料1ということで、景観法の活用に関する委員会提案（構成試案）について。

それから、資料2といたしまして、景観法活用の基本的考え方について（概要）というものでございます。

それから、資料3といたしまして、景観法活用の基本的考え方について（報告）というものでございます。

それと、お手元に参考資料といたしまして、景観法の概要、景観法・景観法施行令・省令対照表、景観法運用指針、これは全面施行版でございます。それと、大阪市都市景観条例、大阪市景観形成基本計画の9点をお手元に置かせていただいております。もし資料の不足等がございましたら、事務局の方にお申しつけください。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。

まず、昨年11月に、先ほど局長の方からもございましたが、本委員会で景観法の活用のあり方について検討を行うに当たりまして、専門部会を設置し、集中的に検討を進めることとしていただきました。この間、景観法の全面施行に先立つ本年4月に、部会での検討を踏まえまして、本委員会で美観地区制度の廃止に関する対応のあり方をお取り

まとめいただきましたが、その後も月1回のペースで専門部会において景観法活用のあり方をご検討いただきまして、本日、景観法活用の基本的考え方として部会意見をご報告いただくものでございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、三輪委員長にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○三輪委員長

それでは、早速本日の議事に入りますが、それに先立ちまして、本日の議事録署名人を荏原委員と渡邊委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これは、都市景観委員会運営要綱3-3に基づきまして、その都度お願いするということになってございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、景観法の活用に関する都市景観委員会としての意見の構成と取りまとめの手順ということで、これは資料1をお開きいただきたいと思っております。

これは、委員長、委員長代理、部会長、三者からの共同提案でございますが、これは段取りのお話でございます。

きょう、後ほど部会報告ということで見ていただきます景観法活用の基本的考え方。これは全体の報告の総論に当たるようなところになるわけでございますが、これを最初に据えまして、それから、まだ作業途中でございまして、成案に至っていない景観法活用の方針——2番でございますが、これは全体の見取り図と申しますか、各論に当たるようなところでございますが、これを2番に置いて、それから3番目に、もうこれは既に市の方へ報告済みでございますが、前回の都市景観委員会でお決めいただきました美観地区制度廃止に関する対応のあり方について、これを3番目に据えて、この1・2・3の3つで一応景観法活用に関する都市景観委員会の意見ということでまとめさせていただいたらどうかというのが、一つでございます。組み立てが3本立てと申しますか、3章構成になりますが、こういうことで組み立てたいと。

もう一つは、きょう、後ほど見ていただきますのが1番の部会報告でございます。これは、文書の形で部会の方で取りまとめをしていただいた分でございます。それを、きょう検討しまして、この次の都市景観委員会、恐らくその前に部会でまた2の方の文書化も面倒見ていただくことになろうかと思っておりますが、部会の方で取りまとめをしていただいて、文書にさせていただいたものを次回にお目にかけて、そして1と2と、これをき

よりの委員会と次回の委員会とでご検討いただきまして、そして最終的に成案にしたかどうかと、そういうのが私ども3人の提案でございます。

中身のことはまだ触れておりませんが、およその検討として、この1に当たる部分が大体総論に当たる部分で、2が各論になります。それで、余り具体的なところまで踏み込むのは、ちょっと時間的にも余裕がございませんし、それからある程度から先は大阪市の内部でいろいろ条例制定その他に向かって具体的な準備に入られるわけで、そこは私ども委員会として余りのりを超えて、その先まで申し上げるということにもならないかと思しますので、手前のところあたりで、およその方向づけはこの辺じゃないかということをご提案申し上げます。そういうあたりで、きょうの委員会と次回の委員会とで取りまとめをしたいというふうなことなんでしょう。

そういう提案でございますが、いかがでございましょうか。

一番最初、市からお話があったのは、ことしの6月ごろをめどに、一応全部作業を終えてめどをつけてほしいという話でございましたが、中身に入りますと、大変中身が複雑かつ膨大でございまして大変なんでしょうが、ずっと今じわじわ時間がずれてきております。余りずれても、これは現実にお役に立たなくなりますので、この次の委員会あたりがそろそろ潮どきだろうということで、多少粗削りであっても、この辺で結論を取りまとめはどうかと、そのためにこういう段取りで進めさせていただいてはどうか、そういう提案でございます。

何かご意見ございませんでしょうか。

もしよろしければ、一応こういうことを念頭に置いていただいて、きょうの議題に入らせていただきますが、よろしゅうございましょうか。

ご異議ないようでございますので、ちょっと強引でございますが、これでご了解いただいたと、一応そのつもりでご協力をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題の2でございますが、資料の方が2と3と両方にまたがりますが、部会の方で作業していただきまして、まとめていただきましたので、これ、まず最初に増田部会長さんからちょっとご報告をいただきたいと思っております。

○増田委員

そしたら、部会の方で取りまとめさせていただきました景観法活用の基本的考え方について、少しご説明させていただきます。

4月の都市景観委員会、本委員会以降、計3回の部会で議論を行ってきました。

それについて、少し資料の3を見ていただきますと、大きくは4つの章で構成しております。

まず、第1章ですけれども、先ほど委員長の方からも総論ですという話がありました。局長さんの方からも大阪市の基本計画の中でも魅力ある景観の形成ということが非常に大きな柱になっているというふうなご説明もございました。そういうこともかんがみながら、第1章では、景観法を戦略的に活用することによって、総合的な都市政策の一環として魅力ある都市景観の形成に取り組むべきであるというふうなことを基本的スタンスとしてまとめさせていただいております。

第2章につきましては、そしたらそれを当面どういうふうな形で運用していくのかということがございますけれども、これはたしか第16回の委員会的时候、ことしの3月のときに少し、最終の6ページのところを見ていただいたらわかると思いますけれども、全市を景観計画区域とするのがよい、あるいは地域特性に配慮して景観計画を策定すべきだ等の議論をいただいております。それも踏まえながら部会で検討しまして、2ページ目のところの頭を書いておりますように、「景観法の活用にあたっては、市域の景観上の課題に対応するとともに、景観法の諸制度が活用できる条件を整備するため、早期に市域全域を対象とする景観計画を策定すべきである」というふうなことを戦略としてまとめさせていただいております。

第3章は、それをどう具体的に戦術的に段階的に具現化していくかということがございますけれども、それに関しましては、地域の特性を生かした景観形成を図るために、段階的に規制誘導策を充実していくことが適切である、当面、全市域を景観計画あるいは景観計画区域としまして、大規模建築物等の景観協議を早急に行っていく、さらに景観計画の詳細化あるいは景観法の諸制度の活用というふうな形で段階的に規制誘導策を充実していけばどうかという戦術を述べているところが3章でございます。

4章に関しましては、それを具体的にどういうふうな形で施策として体系立てていくのかということがございますけれども、これは景観条例が今までございますので、景観法と都市景観条例の規定、これをダブっているところ等々を整理しながら、総合的な景観施策の再構成をまず行って、総合的な景観施策体系を整備すると。その中で、特に市民等との連携・協働や景観関連施策との連携を図っていくというふうな形で具現化を図っていったらどうかという道筋を述べているのが4でございます。

以上、簡単でございますけれども、まず概要を説明させていただきまして、中身の詳しい内容に関しましては、事務局の方から少し詳細にご報告いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（阿部課長代理）

それでは、引き続きまして事務局から資料2と資料3をご説明させていただきます。

資料2につきましては、今、増田部会長がご説明いただきました部会報告のご意見の見出しをフローチャート風にまとめてございます。

現在、大阪市では、基本構想が3月市会の議決を経て策定されていますが、それに基づく基本計画を検討中でございます。あるいは、平成11年に都市景観条例を制定しております、それに基づく景観形成基本計画もございます。こういったものを踏まえて景観法が施行されたことに伴ひまして、さらに施策の充実を図っていくという考え方を、今回、1から4までの項目でご整理いただきました。

それでは、資料3の部会のご報告を一読させていただきます。

景観法活用の基本的考え方について（報告）

平成17年8月19日

大阪市都市景観委員会 景観法活用検討部会

1 総合的な都市政策の一環として、魅力ある都市景観の形成に取り組むべきである。

（1）景観法の基本目標と大阪市の政策目標

良好な景観の形成は、ただ美しい都市をつくるだけでなく、「潤いのある豊かな生活環境の創造」と「個性的で活力ある地域社会の実現」も含み、地域経済や地域の社会の発展にも寄与することをめざすものである（景観法第1条）。

「大阪市基本構想」（平成17年3月議決）で示している「アジア交流圏の拠点として都市の活気にあふれる大阪」、「人が集まり、育ち、新しいものを生み出す大阪」、「暮らしたい、訪れたい、魅力ある大阪」というめざすべき将来像の実現に向けて、現在検討中の「大阪市基本計画」草案では、政策目標の一つに「魅力ある景観やうるおいを感じる空間を創出する」ことを位置づけており、都市戦略において、魅力ある都市景観形成の重要性が高まっている。

このように、景観法の基本目標は、大阪市の都市景観形成に関する政策目標と一致するものであるから、景観法を積極的・戦略的に活用するべきである。

（2）景観法活用の目的

景観法では、良好な景観は、「国民共通の資産」としてその公共性を認め、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される」ことや「地域固有」であることを明確にして、地域からの取り組み、多様な景観の保全・創出、地方公共団体・事業者・住民が一体となった地域の活性化につながる景観形成が必要であることを位置づけている（法第2条）。

このような景観法の基本理念は、大阪市都市景観条例に基づく景観形成基本計画の考え方や、市域の景観の向上と地域の特性を生かした景観形成をめざしてきた大阪市の景観施策の取り組みを後押しするものであり、景観法の活用は、これまでの取り組みに法律上の基盤を与えるものである。

（3）景観法の戦略的な活用

指定都市である大阪市は、景観法において「景観行政団体」と位置づけられ（法第7条第1項）、良好な景観形成に関わる取り組みの主体性が大いに期待されている。また、前述したとおり、大阪市の政策課題としても積極的な景観形成の重要性が高まっている。

一方、地域の魅力を生かし、人々に愛され親しまれる大阪市の景観形成を実現していくには、①都心や拠点地区での風格と魅力のある都市景観の形成とともに、②市域に点在する様々な個性と特色ある地域の景観特性を踏まえた、市民に身近な景観形成に向けて、それぞれ取り組みや支援などが必要である。

これらを着実に実現していくためには、近年、市域で起こりつつある都市景観の急激な変化に適切に対処するとともに、今後取り組んでいくべき、地域の将来像づくりと連携しながら、地域ごとの特性にふさわしい景観形成が図られるよう、景観法を戦略的に活用すべきである。

2 景観法の活用にあたっては、市域の景観上の課題に対応するとともに、景観法の諸制度が活用できる条件を整備するため、早期に市域全域を対象とする「景観計画」を策定すべきである。

（1）市域全域を対象とする景観計画策定の必要性

①市域の建築活動等から見た景観上の課題

大阪市は市域のほぼ全域が市街化され、居住・業務・生産等の都市の諸活動が活発に行われているが、近年、大規模な土地利用の転換や更新のほか、高層建築物の建築等が活発化し、市域の景観に大きな変化を与える状況が市内各所で見受けられる。

そのため、これらの建築行為については、できる限り周辺景観との調和に配慮するよ

う、これまでも協議・調整が図られてきたが、今後、市域の景観の向上を図っていくうえで、これまで以上の取り組みが早急に必要である。

②景観法の諸制度が活用できる条件の整備

景観法で創設された「景観協議会」や「景観協定」等の市民等の参画が可能なソフトな仕組みは、今後、地域で景観のあり方を議論し、将来像を共有しつつルールづくりを進めていくうえで効果的と考えられる。

地域の特性を生かした都市景観の形成に向けて、市民等の参画と責任のある自主的な取り組みを進めていくためには、景観法にあるこれらの諸制度が市域のどこでも円滑に活用できる条件を早期に整えておくことが適切である。

(参考) 景観計画区域内で活用できる景観法の諸制度

- 1) 都市景観に影響を及ぼす建築行為等を、届出勧告制度というゆるやかな規制誘導手法により協議・調整することができる。
- 2) 関係者の協議・調整の場としての景観協議会を活用できる。
- 3) 市民等による自主ルールとしての景観協定を活用できる。
- 4) 景観重要建造物・樹木の指定という支援措置をもつ保全制度を活用できる。

3 ページ目に移ります。

(2) 市域全域を対象とする景観計画の策定

良好な景観の形成には、計画的なまちづくりの一環として、個々の施設や事業の実施に当たって都市全体のなかでの位置づけをその都度確認しながら都市像の明確化を図り、地域の特性を生かした景観として表現するという総合性が必要である。そのため、大阪市では都市景観条例に基づき景観形成基本計画を策定し、市域全域を対象として良好な景観形成に向けた景観施策を展開してきた。

これらの取り組みをより一層推進し、市域の景観課題に対応するとともに、景観法の諸制度が活用できるよう、景観法に基づく「景観計画」を市域全域を対象に策定することが適切である。

3 地域の特性を生かした景観形成を図るため、段階的に規制誘導策を充実していくことが適切である。

(1) 大規模建築物等の景観協議

大阪市都市景観条例に基づき、平成11年から市域全域を対象に実施してきた「大規模建築物等の景観協議制度」は、一定規模以上の建築物の建築等を対象に、事業者が意図

する景観配慮事項に基づき行政と協議し届出を行うもので、これまで一定の成果を挙げてきたが、今後は、より実効性のある制度適用が望ましいことから、景観法に基づく景観計画の届出勧告制度を早期に活用することが適切である。

ただし、景観法では対応できない課題については、自主条例等により引き続き協議・調整できる仕組みを維持することがふさわしい。

（２）地域特性に応じた景観計画の詳細化

市域の景観構造と地域ごとの景観特性、地域における景観形成の取り組み状況等を踏まえて、今後、良好な景観の保全や創出のため、法第８条第１項各号——これは次の５ページに補注がございます——に示されている土地の区域の区分に基づき景観計画区域を細区分し、それぞれの地域ごとに景観形成基準を定める等、地域の景観上の特性や関係者の合意状況に応じて景観計画の充実や詳細化を図ることが求められる。

先ほどの法第８条第１項各号といいますのは、５ページでございますけども、５つの要件、景観計画として定めることができる区域の定義がございます。

ちょっと簡単に確認させていただきますと、１つ目が、現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域について景観計画を定めることができるというものです。

２つ目が、地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域。

３つ目が、地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの。

４番目が、住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの。

最後に５つ目として、地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域。

以上、５つの類型がございます。

３ページにお戻りください。

（３）景観法制度の活用

大阪市では、建築美観における協議・調整・誘導を図る観点から、「建築美観誘導制度」（昭和57年実施、平成7年に区域拡大）、「御堂筋まちなみ誘導制度」（平成7年

実施)による建築物等の事前協議を行い、積極的に魅力ある景観形成に取り組んできた。

これらの指導要綱・要領に基づく制度については、魅力ある景観形成に向けて着実に成果を挙げてきたが、法的根拠を明確にする観点から、景観法を活用した規制誘導制度に移行することが適切である。

4 ページです。

(4) 景観法のその他の規制誘導制度等の活用

①景観地区制度の活用

特徴的な景観の保全・形成を図るべき地区や整備方針が明確で積極的に景観形成を図るべき地区等については、可能な箇所から景観地区制度を活用することが望ましい。

②その他の規制誘導制度等の活用

景観計画に連動した「屋外広告物規制」や「景観重要公共施設」の位置づけについては、良好な景観形成を推進する上で重要な事項であるので、今後、関係部局・機関と協議・調整しながら、制度の活用を図ることが望ましい。

4 総合的な景観施策の再構成を行い、市民等との連携・協働や景観関連施策との連携を図るべきである。

(1) 総合的な景観施策体系の整備

魅力ある景観形成を一層推進するため、これまでの協議誘導型景観形成の取り組みについては景観法を効果的に活用するとともに、景観法では対応できない課題については自主条例等によりきめ細かな対応を図り、総合的な景観施策体系の整備を進めることがふさわしい。

その中で、「景観協定」等、景観法と大阪市都市景観条例とで重複する仕組みについては、都市景観条例の規定を整理し、景観法委任条例の制定と合わせて、景観施策の再構成を図るべきである。

(2) 市民等との連携・協働

市民、事業者、NPO等に対して景観法に基づく諸制度の周知・普及を図るとともに、住民提案制度や市民等が参画可能な新たな制度も活用しながら、市民等の自主的な取り組みを支援し施策に反映するなど、市民等との連携・協働による良好な景観形成に取り組むことが望ましい。

(3) 関連施策との連携

都市計画、建築指導、広告指導、緑化指導、文化財保護、公共施設整備などの関係部

局や関係機関の景観関連施策を点検し、地域の特性に応じて効果的に連携する等、良好な景観形成に向けて総合的な取り組みを進める必要がある。

最後、6ページにこれまでの景観法活用検討部会と本都市景観委員会でのご議論の経過を記載しております。

昨年11月の第15回都市景観委員会で、まず景観法活用の端緒を切らせていただきました。その際、集客・観光などの都市戦略の中で景観を生かす理念が必要であるといったご意見あるいは景観法と条例の役割分担の整理、それから市民の自主的な活動を支援する体制整備とPRが必要であるというご意見をいただいております。

それを受けて、4月まで、部会で景観法の活用と、当面急を急いでおりました美観地区制度の対応についてご議論いただいております。

3月30日の第16回都市景観委員会で部会の中間報告をいたしました際に、景観計画について、どこかの区域を外すということは、そこに住んでおられる住民の人格権を奪うことになる、全市を景観計画区域とすることがよいというご意見。それから、景観計画の策定に当たっては、市民の意見を聞き、地域特性を配慮してほしいというご意見。また、景観イコール規制ではなくて、都市の発展に向けた景観づくりが必要であるというご意見などをいただいております。

4月26日の際に、美観地区に関して特別にご議論いただいた後で、6月1日、7月6日、8月5日の3回、部会でご議論いただいて、景観計画を全市で策定する場合を想定しながら、さまざまなお議論をいただいております。

資料のご説明は以上でございます。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

部会長さん、何か補足的に何か。

○増田委員

いや、特別にございません。

○三輪委員長

よろしいですか。

専門委員の先生方、何か補足的コメント、何かございますか、今の段階で。部会報告のこれを、取りまとめにいろいろ汗をかいてくださった先生方。

よろしいですか。じゃあ、後ほどまたいろいろと発言してください。

ただいまお聞きいただきましたのが部会からの報告でございます。資料2がダイアグラムで、資料3が文書になっております。これが主文でございますして、私どもが市の方へお出しする報告書の一番の総論に当たる部分でございます。

しばらくの間、これに関してのご意見をいただきたいと思いますが、当委員会としては、部会でいろいろご苦勞願ったこの本日のご報告は了承させていただきます。ご苦勞さまでございました。

あとは、この委員会の我々の仕事でございますして、なお何かもう少し言い足りないようなところはないかとか、抜け落ちがないかとか、あるいはやっぱり今こういう課題があるのに、それは大丈夫かとか、いろんなそういう点でお気づきのこともあろうかと思いますが、そういう点を、本日の基本的考え方というところを補強いたしまして、最終的な成案に持っていきたいと思っております。

それから、議題の扱いでございますが、本日これを決定するということではなくて、第2章になる、今度は取り組みの各論が出てまいります。これは、次回の委員会で見ていただくわけですが、それと見比べて、1と2を通して見て、そして最終的に1も確定し、2も確定して、最終報告にしたいということでございますので、きょうは多少予備的な議論ということになろうかと思いますが、何かお気づきの点がございましたら、どうぞご発言いただきたいと思っております。

○事務局（坊農課長）

委員長、すみません、ちょっと事務局から。

○三輪委員長

はい、どうぞ。

○事務局（坊農課長）

すみません、本日、景観委員会の委員13名のうち、鳴海先生、お越しになられましたので、12名のご出席ということになりましたので、ご報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

もうちょっとこういうところを強調してもらえないかというようなご意見があれば、幾らでもこれはまた書かせていただきますし、それから専門委員の先生方も、どうぞひとつ忌憚のないところで、もうちょっとここを書き込みたかったというのがあれば、ど

うぞおっしゃってください。

どなたからでも結構なんでございますが。

ちょっと指名させていただいてよろしいですか。藤本先生あたり。

○藤本委員

本当にご苦勞されて、まとめていただいてうれしく思っております。

やはり、全域に計画をかけるということを私も念頭に思っておりましたので、そういう形で進んでいったことは非常に喜ばしく思っております。

これに対する意見というわけではないんですけれども、非常に大きな歴史的決定かと思えますので、それに際して私が思いましたことは、やはり全域にかけることで、これからやっぱり頑張ってもらいたい市民による活動を、どこで生まれても支援していける体制が整うという意味では大変重要なことかと思えます。そしてまた、事業者による創造的活動に関しても支援していける形になるのではないかというふうに思います。

ただ、これから懸念することは、市の財政も含めて、市民をサポートしていくというのはやっぱり並大抵のことではないと思います。ここでは、最後につつましく、4の（3）ですか、最後の方に「関連部局や関係機関の景観関連施策を点検し」と非常につつましく書かれてるんですけれども、本当に行政の再編成ぐらい必要な施策ではないかというふうに思いますので、今のご担当者だけではなく、本当にもう少し横断的な組織づくりの方も、また並行して内部で進めていただけたらなという気持ちがございます。

やはり大阪市民、非常に大人数ですから、東京都まではいかないにしても、きめ細かなサポート、そしていろんな地域の特性がやっぱり大阪の魅力だと思うんですね。一からげで言えないと思いますので、その地域の魅力がどんどん増すことがバラエティーのある大阪市につながると思っていますので、そういった意味でも、市民支援という組織づくりを、ぜひこれから進めていただけたらなというふうに思います。

今思ってるのは以上です。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

お隣、槇村先生。

○槇村委員

私も、大変長いこと検討させていただいてありがとうございますということをまず申し上げたいと思います。

第1番目のところに、「総合的な都市政策の一環として、都市景観の形成に取り組む」ということが初めに書かれておりまして、これまでもそういう点からされてきたんだと思うんですけども、はっきりと都市戦略として、総合的な都市政策の一環としてこれを位置づけるというところが大変重要なことかなと思います。基本計画もできてまいりますし、非常に重要な点が述べられていると思います。

それから、私もちょっと憂慮して、どういうふうになるのかなと思ってたんですけど、高層建築が今でも物すごくまだ建設中のところも多いんですけども、これをどういうふうに扱うのかなというふうに心配しておりましたんですが、その辺のことも触れられております。これも非常に、早急にどういうふうにするのかということが重要かと思えます。2ページにも、「以上の取り組みが早急に必要である」というふうに書かれておりますので、これは早急に取り組んでいただけることと期待しています。

それから、全域で取り組むということについても私も大賛成で、6ページのところの3月30日のところに、「どこかを景観計画区域からはずすことは住民の人格権を奪うことになる」というふうに書かれておりまして、大体大阪市は中心部は物すごくきれいけれどもという感じがいつもあったんですけども、やはり都市としては全体ということを考えていくということがないと、やはり藤本委員さんもおっしゃったように、市民参加というのが非常に得られにくいということだと思いますので、非常に高らかにこういうふうに人格権を奪うことであるというふうに明記されていて、そういう意味では非常に文化としてこういうことを市として取り組んでいかれるということがはっきり出ているのではないかなと思いました。

それから、ちょっとお聞きしたいなと思いますが、4ページのところの「市民等との連携・協働」というところで、じゃあ市民がどのように参加しながら景観形成に取り組むかということですけども、2行目の「住民提案制度や市民等が参画可能な新たな制度も活用しながら」という文言が書いてあるんですけど、この新たな制度というのは、具体的にどういうことをイメージされているのか、あるいはあるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、全体についてお聞きいたしたいのは、どの辺が専門部会の方で議論された論点であったのかということをお教えいただければと思います。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

最初の市民参加のところのご質問、事務局、ちょっと教えてください。

○事務局（坊農課長）

すみません、事務局の方で、本日のこのペーパーの2ページの下の参考と書いてございますが、そこの部分で4点書いておりますが、その下の2)、3)のところでございますが、景観法でいきますと、関係者の協議・調整の場としての景観協議会を活用できると。市民の方からいきますと3)でございますが、市民等による自主ルールとしての景観協定を活用できるというのが法の中に書いております。新しい制度というのは、特に市民等の関係では3)というのが法の中にありますので、そういうものを考えてございました。

○三輪委員長

今の榎村さんのご質問で各論の部分が出てきます。これ、次回のときに少し、やや具体的にこれを見ていただいて確認していただけるかと思えます。

それから、例の部会における論点。

○増田委員

部会における論点といいますのは、一つは、景観条例というのが歴史を持って展開をしてきて、ある一定の成果を上げてきていると。それをどう継承しながら、法とどう整理をしていくのかというあたりが一つの大きな論点であったという話と、その中で特にどういうふうに戦術的に展開をしていくのかと。全面的に法に移行して、すべて景観地区をどこか指定したりとか、あるいは景観計画区域を非常に詳細にゾーニングをしたりということというのは、なかなか一気には無理でしょうから、一番早期にどう戦術的に有効に景観法を活用するのかというあたりが非常に大きな論点になったのではないかなと思っております。

特に、先ほども出てましたような高層の建築物の乱立というような話の中で、大規模建築物等々の規制誘導というようなあたりを早期にどう対応していけるのかと。これは、多分各論の中で基準なり評価の視点みたいな話が出てくるんかと思えますけども、その辺のあたりが大分論点になったというふうに思っております。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

すみません、順送りで少し、渡邊委員さん、何かございましたら。

○渡邊委員

渡邊と申します。

私は、4番に関連した観点でちょっとコメントを申させていただきたいと思います。

総合的な景観施策ということなんですけれども、思いますに、我が国、大阪市さんもそうなんですけど、他の機関——国とか府とか、あるいは鉄道、あるいは河川と、そういうところとの調整が極めてだめだなと、この国は。

大阪でも、例えば国道が通ってますね。河川が通ってます。鉄道、大いに私鉄がたくさんありまして、乗り込んできてますが、完全に独立といおうか、勝手にやっていると。ここのところを4番の観点でもう少し総合的にやっていただくようにならねば絶対だめだなと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

ずっと、そこ、一遍ずっと皆さん、一言ずつおっしゃってください。

○嘉名専門委員

専門委員の嘉名でございます。

私は、この議論に参加させていただいたときに、この内容を考えるときに2つあると思ってまして、1つは、今、既に大阪市さんは景観形成の取り組みをやっているわけですよね。ですから、それを景観法と突き合わせたときに、何か問題があるかどうかということですね。それは、いろいろ調べていくと、共有できる部分も多いし、非常に大阪市の景観形成の立場から見れば活用できるんじゃないかということがわかってきたということです。

一方、もう一つあって、大阪市の景観形成の取り組みというのは、それなりに蓄積もあって、成果もあるんですが、じゃあ全く課題がないわけではなくて、実はたくさん課題があったわけですね。市域全域の景観形成を考えなあかんとかという話も、ゾーンをもっとたくさんしていこうという話も、実はこれは課題としてあった話なんですよね。

ですから、これは景観法ができる、できないにかかわらず、実はいずれ取り組まないといけない課題であろうと思うんです。それを、今回の景観法の枠組みに移行するという検討の中で、もともと大阪市が抱えていた景観形成に対する課題を一緒に解決していくようなことができないかと。その2つがやっぱりあるのかなというふうには思っています。

ですから、そういう意味では、今の景観形成の取り組みにプラスアルファするというようなことが景観法の枠組みの中で語られているんですが、実はこれはもともとあった話で、景観法ができたからできるようになったとかいう話ではない。だから、ちょっと2つの話がまざってるというふうには思っております。

以上です。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

すみません、ずっと行って、鳴海先生から、今度岩井さんに回してもらえますか。ちょっと、こちら、しばらくお待ちください。

小浦さん、どうぞ。

○小浦専門委員

余り考えてなかったんですが、これまでの議論の経過の中で、私自身が感じていることを二、三点ご指摘させていただきたいと思います。

一つは、景観というのは、法律があって規制があるからきれいであるとか、よくなるとかいう問題ではないというふうに私個人的に思っています。それは一つの都市の環境の質の問題あるいは文化の問題というのが反映されてくるものであると思います。そういったところで、この景観法というのも規制誘導という考え方よりも、みんなが都市としてどういう環境の質を求めていくか。それを実現するためのルールづくりをサポートする枠組みとしてとらえていくことが重要なんじゃないかなというふうに一つ思っています。

ですから、規制を目的とするんじゃなくて、どんな環境の質を求めるかという、そのあたりをやはりしっかりと共有化して、それをちゃんと伝えていくことが必要なんじゃないかというふうに思っているのが1点ですね。

それから、景観というのは非常に難しく、ある人はいいと言うけれど、ある人は悪いと言ったりとか、あるいは経済合理性の中で、そういった景観的なものよりも、どれだけ床をつくって開発をして経済効率を上げるのかといった議論だけが進むような今の状況において、そうではないというようなことをどうやって言えるのかということがなかなか難しい。その辺は、やはり今回の景観法はどちらかというとな非常に自由設計になっておりますので、これまでのメニューがあって選ぶとか、そういう問題じゃなくて、その都市ごとにルールづくりをしていく必要があると。

ですから、そういう意味で、それぞれの都市が、この町にとって何を大事にするかということ、自由設計するということは、それをやる側のアカウンタビリティも求められますが、それを支えていく市民のガバナンスというのか、市民の意識というものも、これを使っていくということを支えるという意味において、私自身は非常に重要なのではないかというふうに思っています。

ですから、市民というのも、もちろんその景観ルールをつくったりとか参加したりとか、いろんな取り組みをしていくという主体としての市民と同時に、これを使っていく上で、地域として支えていく市民ということも重要になってくるのが景観法の一つの枠組みではないかというふうに思っています。

ですから、そういったあたりが、一見使いやすそうな、使いにくそうなこの法律を、いかにうまく大阪らしい使い方をしていくかという意味において、それぞれの主体の責任というか役割分担ということの重要性ということも伝えていく必要があるのではないかというふうに思っています。

○三輪委員長

はい、ありがとうございます。

では、次、どうぞ。

○澤木専門委員

専門委員の澤木でございます。

私も雑感的な感想になってしまいますけれども、これだけの規模の大都市で景観法というものを全市にかけようというのは、このまま決まれば恐らく大阪市が、先頭バッターになると思うんで、そういう意味で日本の都市景観をどういうふうにしていくかというリーダーとしての役割は非常に重要なものになるのではないかなと思っています。

これまでの大阪市というのは、嘉名先生がおっしゃられたように、ずっと戦前からそれなりの都市をつくろうとしてきているわけですが、景観法というものを契機に、全市について景観形成をしていこうということでは、非常に私どもの思ってる意図はこの報告に大体盛られているかなと思っているんです。

実際は、やっぱり高らかに言っているところがあるんですが、それを実現していく次の各論の方が大事でございまして、特にこれまでの条例をどのように消化しながらやっていくか。

それから、これまでの条例にある部分というのは、どちらかというと都市景観の中で

ハレとケというのを分ければハレの部分だと思うんですけども、ケの部分といいますか、いわゆる一般の市民に身近な生活空間である多くの町々の景観をどのように形成していくのか。美しさだけではなくて、その地域の特性あるいは生活の上での活力とか、そういう点の地区の特性を生かしたようなつくり方、そういったものについて、市民のコンセンサスをつくりながらやっていく仕方というのは、これまで余りまだ培われていない部分がございます。そういった部分は短期にはできないので、10年、20年あるいは50年という年月をかけて、これから培っていく部分だと思いますけれども、その辺のつくり方をしっかり設計していくことが非常に大事なかなと感じています。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

鳴海先生、どうぞ。

○鳴海委員

きょう、いただいたこれはこれでなかなか結構だと思いますが、これから具体的に進めていくに当たって、一つ、地域特性という言葉がたくさん出てくるんですけど、地域特性というのは一体何かというのはなかなか難しい問題でございまして、それをうまく考えていかないといけないというふうに考えます。

例えば、2ページ目の上から3行目あたりに「市域に点在する様々な個性と特色ある地域の景観特性」。これは点在しているんだから、何かシンボリックな建物とか、そういったものを意味しているようにも読めます。それから例えば3ページ目の3の(2)ですか、「法第8条第1項による土地の区域の区分に基づいて景観計画区域を細区分し」、だから、面的に区分していくのが地域特性という表現になっています。

恐らく大阪の場合には、法に示した5つの区分を細区分していくだけでは対応できないと思うんですね。新たな区分を発見してつくっていかないと合わないんじゃないかなと思っています。例えば5ページ目の細目の2にあります「地域の自然、歴史、文化等からみて、地域特性にふさわしい良好な景観」。例えばこれは大阪市の戦前の区画整理地区がこういうのでどう判断するんだろうとか、その「地域の自然、歴史、文化等からみて、地域特性にふさわしい」、そういうのを実際に大阪市のそれぞれの地域を考えていくときに、こういうとらえ方で本当に当てはまるかどうかというのをいろんな場所を思い浮かべながら考えると、別の区分け、新しい区分を発明しないといけないんじゃないかなと、そういう気もしますので、具体化していくときに、いろんな大阪らしい

工夫を凝らしてほしいなというのが次の作業に対するお願いでございます。

それから、大分昔、大阪市が景観計画をつくったときのことをちょっと今思い出したんですけど、そのときに、大阪はやはり夕日の町だから、夕日が映えるような景観をつくらんといけないとか、それからやっぱり夜景が大事だとかということも考えたし、それから道路が暗いと犯罪等が起きて、そういうこともあって明るいまちづくりというのも、これも景観じゃないかなと思ったり、それから一般市民にアンケートなんかやると、ポイ捨てのごみとか放置自転車というのが、あれが一番景観上見苦しいと言われる最大のもので、ほかの景観施策と足並みをそろえてやっていくのが一番いいんですけど、そういう放置されたものというのでちょっと大阪が弱いところがありますので、そういう施策をぜひ一緒にやっていただかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

すみません、今度こっち、岩井さんの方、こちらへ。

○岩井委員

随分立派にまとまってあれなんですけど、まだ各論がないので、私のようなデザインを業としている者にはちょっとわかりにくいというか、何か藍がめの底をさわらず、上澄みだけさわっているような感じで、本当の色は何色なのとわからないようなところがちょっとあるような気がして、それは多分各論が出てきたら、もう少しわかりやすくなるのかなという感じがしております。

そして、この文章なんですけど、前文というか、このままでいくのでしょうか。というのは、少し引っかかったところがあって、大した話ではないんですけど、一等最初のところに「良好な景観の形成は、ただ美しい都市をつくるだけでなく」と。ただ美しいだけでもつくりがたいのに、ちょっと美しさに対して随分ばかにしてるんだなという感じがして、もうちょっとこれは何とかならないかなと。ただ美しいって、そんなに美しいって下劣なものではないというふうに思うんです。やっぱり美しい都市というのが本来であるので、ちょっとここは表現を変えていただきたいなという気がします。

それから、さっきから探してるんですけど、「地域の人格権」という言葉が出ておりましたんですけど、人格権という言葉、そういうのって成り立つのかというところもおかしいんですけど、例えば著作権法でいえば、人格権には財産権が全く入っておりません

ので、こういう言葉をぼそっと出していいのかなと。

言わんとすることはわかるんですけど、多くの方が誤解を招くのではないかと。私が知ってるところでも、ただ美しいというのと人格権というのは引っかかるぐらいだから、何か引っかかる言葉が随分、言わんとすることはわかるけれどもというのがあるのではないかという気がして、これはもう少し一つの言葉を検証していただいた方がいいのではないかなと。この主な流れからすれば関係のない話ではあるんですけども、大体「良好な景観」ということ自体がわかりにくい概念ですので、全体的に言葉遣いを注意した方がいいのではないかというふうに思います。

あとは、ちょっと各論が出てこないと、私なんかはわかりにくい。特に、市民参加とかいうところで、余りにもさらっと書いて、えらく整然とできそうな感じに書いてあるので、地べたでいつもP I やってる者としては、えらいこんなに簡単にできまんのんかという感じがして、ちょっと受け入れがたいところもあるような気がします。

以上でございます。

○三輪委員長

はい、ありがとうございます。

次、どうぞお願いします。

○神野委員

どうも、きょうの総論として、今までの大阪市が行われてきた景観行政を景観法活用に合わせるということで、総論としては大賛成いたします。

ただ、問題は、今後の展開の中で各論の問題だと思うんですけども、具体的に景観計画で景観計画区域の多分制定のところだと思うんですよ。それに当たって、段階的に行っていくといった方向性というのはこのとおりだと思うんですけども。これも景観形成といった形で法律でしっかり定めて方向性を出しますと、段階的といっても、余り多分時間ないと思うんです。例えば、これ二、三年というようなタームもお考えと思うんですけども、その建った後に、それぞれの住んでる地域住民にとってみて、自分とこの地域がどのような景観形成といった観点で行われていくんかというのは非常に関心のもとになると思うんです。

それに当たって、ここの活用の方針は、都市計画を前提にしていますから、やはり都市の発展というものをベースに、都市計画がそういった観点でしっかりつくられているといったことが多分大前提であると思うんですね。だから、今後、都市計画策定に当たっ

ては、その点が非常に大きなポイントになるといったことが1点あると思います。

それからもう一つ、今回の景観形成で、私個人で思う場合、例えばどういった景観形成かといった局面で見た場合、例えば、地域を開発する際における活性化という視点に立てば、一つの規制誘導といった概念が出てくるでしょうし、ここに書かれていますように、いわゆる伝統とか歴史あるそういった景観については保全という概念があるでしょうし、それから、あとちょっと一部の委員の方がおっしゃってましたけど、大阪市の中にも、ちょっとやっぱり見て、見苦しいとは言いませんけども、もうちょっと何とかならないものかと思われるような部分もあります。その場合は、やはり改善といったような視点があると思うんです。

具体的に景観計画区域の設定に当たっては、8条第1項という5ページに書かれてる中身にいけば、現状の、もう少しどうにかならないのかといった良好な景観改善に向けての動きについては、これそういったものの流れを多分条例で行うといったような表現がどこかにあったと思うんですけれども、その視点をもう少し明確に出していただくのがいいのかなと。

つまり、都市発展に向けての良好な景観の規制誘導とともに、やっぱり現在ある、多分町並み、家並みとして、それと、そういう都市発展とか地域開発といった概念とは、ちょっとまだ離れているような地域についての景観考慮といった視点を踏まえたあり方といったような視点をもう少し明確に出していただいてもいいのかなというふうに思います。

以上です。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

じゃあ、次、お願いいたします。

○孔委員

先ほど、先生は大阪という立場の発言をされたんですけれども、私はもう大阪、関西に来て10数年になりますけれども、外からの視点という形でちょっとお話しさせていただきます。

全体的なこのまとめは、すごく賛成であるのがまず前提で、やはり活用というところで見ますと、外から来て10数年生活してみた中では、今までもすごく成功しているエリアもあります。例えば御堂筋とかは物すごく一つのいい例で、洗練されているところで、

例えば近くの大阪、海のあたりは、せっかくこんなにもいい一つのターミナルの、すごくいい商業のエリアなのに、特徴は何だというのがもう全くわけのわからない状態で、そういうのも感想の中です。

今回、せっかく新しくつくっていくというような法律の整備が来ている中で、すごくいいきっかけだと思いますが、これによって、これから例えば再開発あるいは整備していく、あるいは新しいところの開発においては、本当にさっき先生がおっしゃった規制誘導という形で、もうちょっと明確的な、今回、全地域、全エリアという形ですけれども、私から見ると、大阪はエリア、エリアに、特徴のあるエリアが物すごく実はありまして、でも、その特徴は特徴としてあるんですが、どれもちょっと中途半端な状態で、全然使えないというのがあるんですね。

活用の最終的な目的は、1に書いてあるように大阪全体の構想に合わせていく、そういうイメージをつくっていくことで、すごく具体的な例になっていくんですけども。例えば東京の再開発で幾つかのところ、今できたんですが、それはただできただけじゃなくて、もちろん日本国内でも、そういった新しいところを一つのスポットとして見にいきますし。実際のところ、アジアの、特に最近香港、台湾とか韓国もそうですけれども、いろんなドラマ、映画の撮影のロケ地としてすごく東京が活用されてるんですよ。大阪も、もともと文化、歴史の特徴のあるところなのにもかかわらず、ロケ地として興味が、皆さんがまだ関心というのがそれほどないというのは、全面的に出してないという部分もあって、そういった面を上手に持っていく中では、すごくそういう効果が生まれるというところがあるんです。

そしてまた、具体的で、きのうたまたまテレビ大阪の番組で、大阪の此花区、ユニバーサルスタジオの近くのいろんな土地を、ちょうど今から出してる形で——物すごく大きい結婚式場、ゲストハウス、そして大型のマンションとか、そういった夢産業のものが少しずつ集まってきてるという中で、これは全く新しい開発エリアとなる中では、本当に目の前に、この二、三年でこの活用をどうやって持っていくかによって、本当にそのエリア自体も花が咲くかどうかということもまたあると思います。

この基本的な考え方、もちろんその言葉遣いとか、割とさらっと控え目なところがあるんですけども、もうちょっと大阪ならではのそういった言葉遣いを大きく書いてもいいのではないかなと思います。

そして、4の「市民等との連携・協働」というところですが、これは一応基本的な考

え方、まだ各論ではないというのはこれでいいんですけども、やはり市民とか一般の皆さんに意識の向上も物すごく大事で、そういった意識がもしあれば、もちろん積極的にいろんな形で協力はしてもらえるとということなんです。

また具体的な例で、例えば中国の北京、2008年、オリンピックがあるといろんな開発をしている中で、どんどん本当に古いもの壊されているのは余りよくないんですが、新しいビルを建てていく中で、やはりそれは昔の古都ということがあるんですが、北京の全体的な色の基調は何色にしようとか、そういった議論が物すごく大々的に行われました。一つ、北京にはこの建物の形は、フランス人の設計のオペラハウスですけども、本当に合うかどうか、すごく待たされたをかけられてはというような状態で、みんなすごく注目して、たとえ新しくつくっていくにも調和がとれるという意識がある。

そしてまた、タクシーですけども、これから北京オリンピックに向けて、それは中国のいろんなやり方ですが、都市の一つの動く顔として、これからちょうどタクシー、全体的に買いかえしている中で、その色をどうするか。それも専門家たちがいろんなパターンとかを出して、インターネットで市民の投票を呼びかけたんです。4つのテーマで8つのツートンカラーのパターンで、それぞれみんなこれが何を表現しているかという形で、市民にいろんなインターネットで投票を呼びかけては、それは最終的に、やはり誘導的な部分はあるんですけども、でもそういった形によって、意識の向上というのは多分何らかの形でもつながっていったと思います。

そういったところで、各論になっていくときに、本当に地域、地域、エリアの中でどういった工夫がされた方がいいかというのが物すごく大事なところですよ。

あと、すごく特徴のある大阪で、御堂筋を見てみると、すごく整然として、近代、現代のすごくいい、きれいな、美しいイメージがあるんで、本当に一方、東の方に行くと、昔の古い建物がまだかなり残っているところで、それがまたすごく雰囲気の良いエリアですが、それをもうちょっと例えば整備を、この規制誘導を上手に持っていったら、本当にすごく特徴のあるいろんなエリアができるんです。

上海の話ですが、上海も一見してすごくわけのわからない、いろんなのを立ち並べていて、いろんなエリア、エリアの特徴のあるもので。ちょうど先日、ある台湾のアーティストですけども、日本に来て、いろんなロケ地とかの話でインタビューしている中で、上海に対しての印象はという話を聞いたら、不思議な町だと言って、どこが不思議ですかと言ったら、通りを1本渡っていくと何か違う空間に入ると、タイムスキップが自由

に行き来できるような不思議な町とか、そういったような表現を、上海のことを表現されてるんですね。

大阪も、実はそういったものは素材として持っているんです。ブロック1つ超えたら、全然違った伝統のものが集中しているところがあるし、そしてまたちょっと近代の顔のイメージがあって、バイエリアのエンターテインメントとの顔があるというのはあるんですけれども、さっき言ったように、ちょっと中途半端なところで、来ている人たちは何でもあり、おもしろいだけで、そこまでもう一つのステップアップの表現はできないというのが多分今の大阪の現状で、本当に活用の基本的な考え方が、本当に基本の中の一番の基本ですので、それを本当にすごくいい形で持って行って、本当に基本目標に合った大阪のこれからのいい顔をいろいろ出していけたらいいなと思います。

以上です。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

田端さん、どうぞ。

○田端委員

2つばかりですが、大阪、これまでいろんな景観施策をずっと続けてきていましたけれども、大阪的なやり方というのがきちっとあったと思うんですね。それは、民間との調整の仕方、今までは行政主導というふうな言い方だったかもしれませんが、公民とのやりとり、そういうやり方にすごく特色があって、両方の意見がうまく何かミックスされて新しいものができていくというふうなところがきつとあったと思うんです。

それは、法律というか、そういう制度に余り強烈に寄りかからないで、現場でも新しい工夫をしていくというふうな、そういうところが、結果としておもしろい町をつくってくる要因になっていたと思うんですけれども、そういうあたりをどんなふう to 受け継ぐかということが一つあると思うんですね。

これは結局、景観法というものを大阪市としてもどんなふう to 認識をするかと、大阪市としても景観法をどういうふう to 消化していくかということ、あるいは景観法をどういうふう to 運用するのかというポリシーの問題だと思うんですけれども。その辺をもうちょっと何か書けないのかなというふう to 思ったりしてるんですね。それは、都市の個性とか、行政の姿勢とか、あるいは大阪の都市の文化みたいなものを、この景観法を使って大阪市としてはどういうふう to 考えるのかと、考えようとしているのかというあ

たりなんですけど、その辺が最初のあたり、何かもうちょっと書きたいなという感じはちょっとしたりします。

それから、ずっと皆さん方がおっしゃってましたように、最近、超高層住宅とか大規模な開発、これをどうされるかというのは本当に大事な話だと思ってます。この景観法の取り組みの中でも、そういう市域全域を対象としてこういった問題に対応しようという話が2番目の(1)の①という話になるんだと思います。例えば超高層住宅というのは、そんなに大きな場所が要らない、非常に適地の見つけ方というのが何かかなりうまくあって、ぱっと見つけたら、狭い場所でもぱっと建ってしまうわけですね。しかし、それは非常に大きな影響力を周りに及ぼすと。

つまり、これからのことを考えていきますと、いわゆる普通の町、ケの町という話もありましたけれども、そういうところにもどんどんそういうスポットを見つけて、中高層の建物なんかどんどん入っていくのではないかと、今の勢いなんかを見てましてですね。そうすると、そういうふうな地域の中に、非常にスポット的な変化みたいなものが新しい制度の中でどんなふうに押さえられるんだろうかと、あるいはそういう仕組みをどんなふうに入れ込むことができるんだろうかということがすごく重要なポイントになってくるだろうと思います。

これまでの大規模建築物、それは事前協議というのはきちっとやってこられましたけれども、これについて、例えば3ページでは「これまで一定の成果を挙げてきた」というふうに書いておられますが、もう少し具体的に、これはどんな成果を上げたのかというふうにきちんと整理をして、なおかつ新しいそういう、どんなところにも重宝されていくというふうな、そういう新しい状況の中で、今までの方法、今までの考え方でいいのかどうかというあたりを少し考えていただいて、次回、提案していただくとうれしいなという感じがいたします。

以上です。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

どうぞ。

○中原委員

私は、部会の議論にも参加させていただきまして、また法律学を専攻する者としてちょっと感じたことを申し上げたいと思います。

ここ10数年、行政法の制度全体のトレンドとしましては、行政主導のような、いわばやわらかい仕組みから、そうではなくて、あらかじめルールというものを法律や条例ではっきりと決めておいて、違反に対しては、場合によっては強制力を持ってでも対処するという、いわばかたい仕組みへという変化のトレンドがございます。もちろんそのやわらかい仕組みは全くだめだというわけではないんですけれども、中には非常に不透明なものがあるということで、かたい仕組みでやるべきものは、かたい仕組みをきっちりつくるべきだというふうに、行政法の制度自体はかなりシフトしてきているわけです。

その中で、この景観行政というのは、やはり特殊性があるんじゃないか。つまりこういうことをやってもいい、これはだめだということをあらかじめ細かく客観的に数値化して決めておく、あるいはそれを法律や条例で一律に決めておくということは非常に難しい。やはり、その地域の特性というものがあると思いますし、その地域の景観に調和するかどうかということが重要だと思いますし、また、どういう景観をつくっていくかということについて、法律や条例で一律に決めておくのではなくて、住民がそれを決めていく、つくっていくということが重要だと思います。景観行政の特殊性ということからすると、やはり行政法の制度全体のトレンドそのままではうまく対応できない。法律というのは、景観との関係では必要なものでありますけれども、やや神野先生の話にもございましたように、法律だけで解決できる問題ではないということだと思います。

そのこととの関係でいいますと、従来、大阪市では、この要綱に基づく指導や協議という形で景観行政の成果を上げられてきたということで、それが今回、景観法ができて、景観法ももちろん景観行政の特性に応じたやわらかい仕組みを持っておりますけれども、他方で、最終的には変更命令を出すというような形でのかたい仕組みも備えております。かたい仕組みを持っている以上は、それとの関係で、やはりいろんなことをある程度明確にあらかじめ決めておかなければいけないという仕組みになっております。

今回、これまでの大阪市の取り組みを景観法に位置づけていく、あるいは景観法を活用して、さらによりよい景観行政を行っていくという場合に、この従来のいわばやわらかい仕組みと、それからこの景観法が持っている最終的にはかたい部分をどううまく調整していくかと。それが特にこれから各論の話になりますと非常に難しい技術的な問題がたくさん出てくると思いますし、恐らく法制関係の部局の方と、それから景観行政を担当されている部局の方との間でも、その辺の考え方の違いというのも出てくるんじゃないかと思いますので、今後、その各論の中で、また引き続き私もいろいろとお役に立

てることがあればいいなというふうに思っております。

以上です。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

では。

○荏原委員

私も、実は法律を専攻してますので、今、中原先生のお言葉をちょっと引用させていただきますけれども、確かに法律は、一つはかたい行政というのは、初めにルールをつくって、そしてそれに基づいてやっていくということが必要です。

もう一つは、今お話があったような行政指導のように、やわらかい行政というんですけど、たまたま日本の場合ですと、ちょうど国立のケースとかありますように、具体的にどんなことを規制するか、規制しないかに関していうと、景観法というのは、今までどんどん、景観行政に対して何も規制しなかったというところちょっと語弊がありますが、極めて弱かったわけです。逆に言うと、どんな悪いことがあっても、それは法律上できますというふうに言ってきましたので、そういう点でいいますと、ある一定ペースの強制的なものを考えていくというのが一つあります。これは悪い面の排除といいます。

この法律化は非常に楽でして、客観的な措置をある程度つくれば、そこで排除できます。これは一つの方法です。ただし、これは先ほど神野先生おっしゃいましたように、これでいい景観ができるかどうかというところできせんで、一番楽でございますけれども、総体的によくはないものがいっぱいできるという極めて劣悪な景観ができます。

ですから、逆に言いますと、景観でいいますと、今度は逆に質がいいものをどういうふうに発見していったら、それをどういうふうに具体化していくかという問題だと私も思っています。

それで、今、中原先生がおっしゃいましたように、やわらかい行政というんですか、住民との合意が必要だというふうに考えてます。まさにその場合に、実はたまたま私はつい先週ですか、大学で学生と一緒に議論したときに、この景観のことが問題になりました。そのときに一つ思ったことは、やはり景観に関しますと、神野先生のお言葉をかりますと、質の問題ですけども、質をどういうふうに発見するかという問題だと思っております。これは、国立のケースに関して学生の見解を聞きますと、高さ規制をすればいいじゃないかという安易な発想も一つあるんですね。逆に言いますと、景観とはどんなこ

とを考えていいのか、色彩とかデザインとか、いろんなことがあるんでしょうけれども、その点について実は学生は発見できなかったんです。

逆に言いますと、多分住民の方も、実際に自分が住んでいる地域がどんなふうによかったかというのは、ぜひそれを発見していただくことをまずお勧めしたいというふうに考えてます。それが発見できますと、ある程度、それじゃあそれを守ろうとか、もしくはそれを改善しようとか、またはどうしようかということが出てくるかと思います。その点で、そこがわかれば、法律家は少しお手伝いできますので、ぜひその点の仕組みをというふうに思ってます。

そういう点でいうと、先ほどから言いましたように、地域特性とおっしゃってますけれども、地域特性って何だろうという話をもう一回発見できる仕組みというんでしょうか、それをつくっていただいて、それから具体的に景観の問題というふうに考えるというふうに思ってます。

第三者的にいうとそういうふうになるんですが、これ、自分としては大変難しいなと思ってますので、ぜひ計画に協力させていただこうと思ってます。

以上です。

○三輪委員長

はい、一回りぐるっとご発言いただきましたんですが、もう一言、二言、何かおっしゃりたいことはありませんですか。よろしゅうございますか。

非常に参考になりました。これ例えば全部取り込んで、これを修正すると、そういう大それたことはできませんけども、いろいろヒントをいただいておりますので、少しずつ直して、修正して、いい最終的な報告書の成案に仕立て上げていきたいと思っております。

ご発言、もしなければ、一応一回り、一巡したところで、きょうの会議の一番中心のところは終わりましたので、まとめに入らせていただきます。一応きょう見ていただきました部会報告の、この資料の3でございます。これを中心にいたしまして、きょうのご発言の中でいただきましたいろんなヒントで、とりあえずまだ語句修正なり、組み立ての多少の工夫なりができるものはとらせていただいて、そして次回にお目にかけることにしたいと思います。その作業は、私と、それから荏原委員、それから増田委員の3人で一応責任を持ってやらせていただきますので、お任せいただきたいと思います。そういうことでよろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございました。

それじゃあ、あと、事務局の方、きょうの議題としてはこれで終わりましたので、事務局の方へお任せいたします。

○事務局（坊農課長）

どうもありがとうございました。

先ほど、委員長の方からもございましたように、本日の資料の修正につきましては、委員長、それから荏原委員長代理、それから増田部会長の指示のもとで、事務局の方、作業を進めさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、本日、長時間、熱心なご審議、また貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。本日、討議の中でいただいた示唆や貴重なご意見を踏まえながら、引き続き景観法活用の検討を進めてまいりたいと存じます。

○三輪委員長

次回のおよその日程としてはいつごろ。

○事務局（坊農課長）

次回のおよその時期としては、私どもの作業の都合もございませぬので、ちょっと二、三カ月ぐらいいただけたらなと。できるだけ早いうちにしないといけないという冒頭の委員長のお言葉もございましたので、当然作業は早急に私ども進めてまいりたいと考えております。

その作業のめどがある程度つきましたら、大体秋、もう9月でございませぬので、そのあたりに、また次回の委員会の方の日程等の調整をさせていただいて、ご連絡をさせていただきたいと思ひます。そういうことで、次回についてはそのようにさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、本日の第18回都市景観委員会は閉会させていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。